

中国における模倣品対策



会員 日高 賢治

要 約

急速な発展を続ける中国は、表から見える華やかさとは逆に複雑かつ解決困難な様々な国内問題を抱えており、世界が注目する知的財産権の保護が劇的に改善されるには、まだまだ多くの時間を必要とする。

今日、日本企業は歴史上初めてその優れたデザインや技術が世界の市場において模倣・盗用のターゲットとなったのであり、多くの経営者が知財経営戦略を根本から見直す必要がある。特に模倣品の最大被害国である中国においては、WTO加盟国であるとは言え、その特殊な権力構造や社会構造、国民意識を十分把握した上での万全な対策が必要である。

また模倣品対策の強化を掲げる日本政府は、侵害被害国における在外公館に専門家を配置するなどの体制強化を図り、世界市場での日本企業の財産保全に努めるべきである。更には、日本の生命線である技術の保全に向けて、産業スパイ等による技術流出対策の強化を急ぐ必要がある。

1. はじめに

2001年7月13日、モスクワで開かれていた第112回IOC総会で北京オリンピックの開催が決定したその日、北京の町は一晩中お祝いの花火が打ち上げられ、全国各地の国民も朝までその歓喜に酔いしれていた。

あれから7年、いよいよ悲願の開催年となった本年3月14日、懸念されていた事態がついに現実のものとなった。チベット・ラサに始まった一連の騒乱は、専門家間で十分予想されていた事件ではあったものの、中国の複雑かつ不安定な現状を考えると、今後もあらゆる非常事態の発生や混乱の可能性を排除することができない。

驚異的な発展を続ける中国は、上海や北京のように表から見える華やかさとは逆に、農業・農民・農村の三農問題、地域・個人間の格差問題、年金・失業・医療等の社会保障制度問題、環境汚染問題、過剰投資によるバブル懸念問題、党・政府幹部の腐敗問題、台湾問題や今回のチベット問題、そして最も危険性が高いと言われるウイグル問題など、あまりに多くの難題を抱えている。こうした状況において、全国民の悲願であるオリンピックは何としても成功させなければならないのである。

国際社会が強く求めているダライ・ラマとの対話について、現時点で中国政府は全く応じる姿勢を見せていない。国際社会からどんなに批難を浴びようとも、ダライ側に問題があるとする一方的な主張を繰り返しているが、中国共産党・政府が本当に恐れているのは国際社会からの批難ではなく、党・政府への不満が爆発する国民の反乱である。チベット問題を巡る今回の世界からの批難（聖火リレー妨害を含む）は、逆に国民のナショナリズムに火を付け、その憤りが世界へと向けられることで、党にとって最重要課題である国民の団結・政権安定維持に繋がっているのは、何とも皮肉な結果である。

騒乱の直前、第11期全国人民代表大会第1回会議で行われた温家宝総理による政府活動報告では、胡一温体制が掲げる「科学的発展観」にもとづく「和諧社会」を実現するため、多くの時間を費やして様々な国内問題への取組み強化の姿勢が発表された。

一方、今回の政府活動報告における知的財産権関連のくだりは①中国科学技術発展の基礎としての知的財産権戦略の実施、②独自の知的財産権の確立と中国ブランドの輸出奨励、の2項目だけであった。これらは国民経済発展のための知財政策であり、国内政策であ

る。WTO加盟後も日米欧が強く求め続けている「知的財産権の保護強化」、「知的財産権を尊重する社会の実現」、「公平・中立・迅速な事件処理」についての言及がなかったのは残念であるが、知的財産権問題に関しても国際社会に媚びるような発言ができないのは、チベット問題と本質的に同じである。

2. 知的財産権制度の限界

1624年、イギリスに近代知的財産権制度が誕生してから約400年。人類史上、これまでこの制度が社会にしっかりと根付き、社会全体で機能してきたのは限られた先進国だけである。殺人や金品の窃盗と違い、他人の知的財産権を侵害する行為そのものに社会悪としての罪の意識が希薄な段階では、如何に制度を構築したとしても実効性が上がるものではない。

特に、ニセモノ・海賊版やコピー品などのあからさまな侵害品を「作らない」「売らない」「買わない」と言う知的財産権制度の遵守意識が浸透しているのは、世界60億人の中でもごく一部の先進国と途上国における一握りの豊かな人々だけである。日本の過去を振り返ってみても分かるように、急速な発展を続けているBRICs諸国でさえ、先進国のレベルに達するまでには、まだまだ長い時間を必要とするであろう。

中国製のニセモノやコピー品の多くは、途上国だけでなく先進国にも流入している。先進国にも「売る人間」と「買う人間」が存在しているからであるが、遵守意識が浸透した先進国には、さすがに「作る人間」は極めて例外的少数の者である。「作らない」「売らない」「買わない」は、まさにこの順で罪の意識が明確に別れ、そしてこの三つの行為の発生度こそが、社会全体の成熟度として見ることができる。

中国はその急ぎすぎた市場経済化によって社会全体に「拝金主義」が蔓延し、多くの企業経営者のモラルを低下させ、食品を始めとする品質問題、汚染物質の垂れ流しによる環境問題、債務不履行問題、そして他人の知的財産権を無視する侵害問題として事象化し、いずれも深刻な状況にある。社会に様々な難題を抱え、そして未だに数多くの「作る人間」がいる中国に対して、国際社会がいくら知的財産権の保護強化を求めても、当面の間、劇的に改善されることは期待薄である。

3. 日中両国政府の責務

しかしながら中国が国際社会と真に協調しながら発

展し、そして目標とする最先端技術立国を実現するためには、パートナーである国際社会からの善意ある忠告に真摯に耳を傾け、既に世界第四位の経済大国としての自覚と責任ある行動が強く求められる。今回のチベット問題のように未だに情報を閉ざし、事実の片面的な報道と一方的な主張だけを押し付けているのは、国際社会から信頼され、評価されることは難しい。

昨年、中国司法は国際社会からの要請に応える形で知的財産権侵害罪に関する刑事処分基準を引き下げたものの、侵害行為の抑制にほとんど実効性は上がっていない。筆者が2001年4月の北京駐在時より定点観測している多くのニセモノ市場も未だ改善は見られず、日本国特許庁が毎年実施している最新の模倣被害実態調査でも、前年度の調査に引き続き被害国として中国がトップであり（71%）であり、しかも前年度調査から2ポイント上昇しているのが現実である（※本調査結果の詳細は特許庁HPを参照）。

膨大な摘発件数や処分件数を示して「中国政府による知的財産権保護強化策の成果である。」と誇らしげに言う前に、担当幹部は全国津々浦々至るところに存在するニセモノ市場や海賊版ショップの現実を直視すべきであり、中国政府・司法は、自国民が行っている違法行為の数々を自身が整備した法に基づいて厳しく処罰することが求められる。中国産業界の将来を担うべき有力自動車メーカーのあからさまなコピー行為などについて、政府・司法が自国民からの反発を恐れて甘い態度を示しているのは、自助努力の芽を摘み決して健全な発展は望めない。他人に言われるまでもなく、このことは中国政府自身が一番理解しているはずである。



写真1 自主開発と主張するコピー車

日本政府は、より一層中国政府との対話と必要な協力を進め、日本企業の悲惨な被害実態をより具体的に収集・分析し、事実に基づいて「言うべきことは毅然として言う」姿勢を示すことが必要である。中国に対して良い顔ばかりしては、結果として中国自身の為にもならない。

さらに日本政府が各企業の悲惨な実態を正確な情報として取得するためには、「政府に情報を入れると頼りになる」との期待を抱かせ、企業側から積極的に情報を寄せ、相談に行きたいと思わせる体制を整えることが重要である。しかしながら、例えば在外公館の体制一つをとって見ても、とても「頼れる存在」とは言い難い。知財推進計画ではこれまでも一貫して「模倣品対策の強化」を重要な政策課題として掲げているが、文字面だけの形式的ポーズではなく、本気である姿勢を国民に示して欲しい。草の根友好活動などには多額の人件費を使って嘱託職員を配置しておきながら、なぜ知的財産権問題に対処するための弁護士や弁理士の一人も配置しないのであろうか。在外公館の最も重要な任務は、現地における日本国民（企業含む）の大切な財産を守ることにある。

4. 経営判断としての知的財産権の行使

中国も WTO 加盟国として世界共通の基礎的制度を有しており、中国で取得している権利が侵された場合には、法律に基づいて権利行使することができる。知的財産権とは個々の企業の利益を保護する権利である以上、その権利を行使するかどうかは、権利者である企業の経営判断である。

途上国においては、例え権利が侵害されていたとしても、実態として権利者の「経済的損失（逸失利益）」がほとんど無いケースも多いが、権利行使にかかる費用対効果を度外視しても「我が社の権利を侵害する者は絶対に許さない」と言う強い態度を示すことも時として必要である。

多くの国で非親告罪であるニセモノ・海賊版や商標権侵害事件は、政府当局による自主的摘発の対象であるものの、当局担当者にとって真贋鑑定は困難なケースも多い。中国の取締担当者である市や県レベルの地方末端政府職員が自主的に取締まることができるのは、ルイヴィトン、グッチ等の高級ブランド品やナイキ、アディダス等の誰でも知っている有名商品である。そもそも真正品を知らない日本企業のニセモノは、彼

らの自主的摘発は事実上不可能であり、結局は権利者である日本企業が投訴する必要がある。侵害の事実調査を含めたその費用負担は決して安くはない。



写真2 何でも揃う偽ブランド（カバン）



写真3 何でも揃う偽ブランド（靴）

また途上国の新興企業が技術力を身に付けて行く過程において、先進国企業製品のデザインコピー、技術の盗用や故意の侵害が起こるのもまた必然である。日本企業がこれに対抗するには、しっかりとした万全の権利確保が大前提である。

知的財産権制度は、その国の社会に「他人の知的財産権の尊重」を促す制度である一方、権利者に対して「交戦権」を認める制度である。政府がいくら旗を振り啓発しても他人の知的財産権を尊重しない無法者がいるとしたら、権利者自身によってこの交戦権を行使するしかないことを経営者はしっかりと認識する必要がある。

2003年春、官民合同のIIPPFミッション団が初めて中国を訪問した。産業界の代表が中国政府当局首脳

と会談した際、中国側に知的財産権の保護強化を強く求めたのであるが、これに対し当局首脳は「WTO加盟に合わせて既に法律は世界基準で整備済みである。侵害行為があるのであれば、我々に文句を言う前に、法律に基づいて権利行使して欲しい。」と逆に注文をつけてきた。中国政府には国民が法律を遵守する社会を築き上げる責任はあるものの、まさに指摘の通りと言うほかはない。

明治の初頭、日本に初めての知的財産権制度が整備されてから一世紀半。日本のブランド・技術・デザイン・著作物が世界から盗用のターゲットにされるほど優れたものになったのは、わずかここ10～20年に過ぎない。多くの日本企業が、初めて自分の権利を世界の市場で行使する立場になったのであり、この変化を一番認識すべきは経営者である。しかもその相手の多くが、これまでのように大人の交渉ができる日米欧の企業ではなく、悪意の確信犯たちである。

これまで国内業界序列に基づいて競いあってきた無意味な出願競争をやめ、一つ一つの出願・権利化に優秀な人材と専門家を活用し、綿密な検討と十分な費用をかけ、世界各国市場の確信犯たちと戦える「交戦権」へと変えていく必要がある。

5. 中国における侵害対策のあり方

本稿では、模倣品（ニセモノやコピー品）対策にとどまらず、中国における知的財産権全般の権利化及び技術保全のあり方、そして権利行使のあり方について考えてみたい。

(1) 万全の権利化対策

先に述べたとおり中国における知財対策は、中国で戦える万全な権利化なくして何も始まらない。既に日本から中国へは年間約4万件もの専利（特許、実用、意匠）が出願されているが、果たしてこの中でどれだけのものが超アウェー中国の法廷闘争に耐えうる万全な権利になっているであろうか。

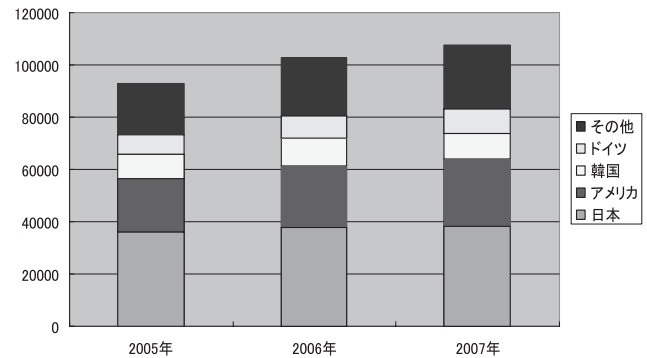


図1 外国から中国への専利（特許・実用・意匠）出願件数の推移（国家知識産権局発表数字より作成）

中国に限らず外国における権利化は、言うまでも無く各国の法律・規則・基準等に従って瑕疵なく取得しなければならない。言語の壁や情報不足など多くの困難な点があるにしても、中国の法廷で戦える万全の権利確保は出願人の自己責任である。

①特許権（発明専利権）

特許に関しては、外国人の出願にありがちな意味不明な翻訳や誤訳の問題がある。各国審査官にとってそれを正しく補正させる義務はなく、出願人が意味不明なクレームや、意味不明な明細書のままで「特許にしたい」と出願してくるのであるから、そのまま特許にすれば良いだけである。

こうした意味不明なクレームは、間違いなく先行文献もなく、かつ事実上権利行使もできない。したがって審査官がそのまま登録したとしても（出願人がバカを見るだけで）社会的には何の問題も生じない。逆に、その国の国民経済的には外国企業の技術支配から逃れられることで極めて幸運な状況を作り出すことができるのであり、余計なお節介をして、民族企業が困ることをする必要はない。また司法の判断も、社会秩序の維持や社会正義に反する事件ならともかく、個々の企業の権利についてまで善意に解釈する必要はない。

中国で既に登録された自身の特許を日本語に逆翻訳した結果、とんでもない内容になっていることを知って「代理人はどういう翻訳をしてるんだ!」「中国の審査は一体どうなってるんだ!」と怒りを露にする日本企業があるが、その怒りは全くのお門違いである。代理人を根拠なく信用し、出願前に自らチェックせず、誤訳による責任問題を事前に契約しなかった自分の落ち度をまず責めるべきであろう。

知的財産権は、独占禁止法の例外であるように、本来自由な市場競争環境において例外的に認められる私

的独占権であり、だからこそ、その権利付与には厳しいルールが課せられている。間拔けな外国人を「心優しく」保護してあげねばならない理由など、どこにもない。

既に世界から高い評価を受け、垂涎の的となっている日本の大切な技術が、自らの不注意や不勉強により「無価値化」することだけは、絶対に避けなければならない。根拠の無い外国人・外国政府の善意に期待している多くの日本人の意識改革は、知的財産権分野においても極めて重要な問題である。

②意匠権（外観設計専利権）

中国の不正競争防止法（反不正競争法）には、日本法第二条第1項第3号で規定する形態模倣の禁止が無いため、現時点において中国企業によるデザイン盗用を防ぐには、意匠権を取得しておくほかはない（現在、形態模倣の禁止などを盛り込んだ改正案が検討中と聞いている）。

中国では、日本企業製品とそっくりなデザインでありながら自ら開発したとして出願するケースが後を絶たない。現行専利法では、外国での公然実施は無効理由とならないため、日本企業による国際展示会等での無防備な商品展示が命取りになるケースが数多く発生している。中国の冒認意匠権を排除するには、とにかく日本で公表すると同時に、刊行物にデザインの詳細を掲載するか、中国に出願する以外に方法はない。

また冒認出願の有無に関らず、様々な製品がコピーされている現状では、中国ビジネスを少しでも検討し、またコピーされては困るものは、とにかく出願しておく必要がある。また出願に当っては、コピーされる危険性の高さと同様に権利行使の容易さを考えれば、線図よりも写真の方が有効であるケースが多い。知的財産権侵害訴訟においても陪審制度が始まった中国では、素人でも意匠権と侵害品との類似性を容易に判断できるようにしておいた方が望ましい。

また創作容易性が採用されていない現行専利法では、かつてのプレステ事件のように、例え冒認であっても物品が相違する（非類似）として権利は有効と判断されるケースもあるため、出願時の製品説明にも十分気を付けておく必要がある（この点は、現在検討中の改正専利法で解消される可能性がある）。

この冒認出願をチェックするためには、できれば必要な製品分野における中国専利公報を定期的に入手しておいたほうがよい。明確な無効理由が提出できない

場合、例え冒認の権利であったとしても、道徳上は決して許せない行為ではあるが中国の法律上は有効な権利であり、真の権利者である日本企業が盗人に侵害で訴えられるという最悪の事態を防ぐことが必要である。

③商標権

商標も意匠と同様に冒認や模倣されるケースが後を絶たない。日本でも各種の報道で有名になったクレヨンしんちゃん事件や良品計画事件など枚挙にいとまがない。意匠と同様、冒認・模倣を阻止するためにはとにかく幅広い商品群に、様々な形態（中国語、日本語、英語、ピンイン標記、略称など）で数多く出願する必要がある。ばかばかしいことではあるが、日本のように多額の登録料は必要とせず、一件数万円で出願可能なのであるから、横取りされて泣くよりとにかく数を打つしかない。ただし実際には使用しない商標まで数多く出願することで不使用取消し請求を受けかねないため、その対策をしっかりとしておく必要がある。

こうした状況から多くの外国企業は中国における著名商標（馳名商標）獲得を望んでいるが、残念ながら日本企業の商標で著名性が認定されたものはごくごく僅かである。また仮に著名商標の認定を受けたとしても、中国におけるその保護範囲はかなり限定的であり、我々が想像しているほど万全な対策とはなり得ていない。中国のTVコマーシャルを見ていると、著名商標を獲得している中国企業のほとんどが、映像の最後に「中国馳名商標！（ヂョングオ チーミン シャンビャオ！）」と声高らかに宣言する。日本では絶対に有り得ないこうした著名商標宣言広告に触れると、日本とは全く違う中国著名商標の持つ意味・意義を感じざるを得ない。今後も、日本企業の商標が著名商標として認定されるのは容易ではないだろう。

また年間100万件を超える世界一の出願数を抱え、審査官の増員もほとんどない中国の審査遅延は、中国内でも大きな問題となっている。指定分類によっても多少相違するが、出願から2年以上経っても審査されない現状では、権利行使もままならない。またようやく公告されても、異議申立を受けてしまった場合には、「三光」のように特殊な事情で即座に拒絶される場合を除き、通常案件では7～8年も審理を待たなければならない。いかなる理由であろうとも、異議申立を受けてしまったら最悪の状態になってしまうのであるが、逆に中国人の盗用・模倣商標が公告されたら、と

にかく異議申請することで長期間権利化を阻止することが可能である。

現在、中国商標局では、審査官の大幅増員や無審査制度の導入などについて検討が行われていると聞いているが、仮に無審査制度となった場合には、更に膨大な異議・無効合戦となって大混乱となることが予想される。冒認やモノマネ行為が横行する中国の現状を見るにつけ、善意を前提とした商標制度の限界を感じずにはいられない。

④著作権

中国において盗用される危険性が極めて高いにも関わらず、最も保護が弱いのが著作権である。1992年に世界著作権条約及びベルヌ条約に、また1993年にジュネーブ条約にそれぞれ加盟している中国は、WTO加盟前より法律上は先進国同様にあらゆる権利が保障され、あらゆる違法行為が規定されている。

また違法行為については、行政機関である著作権局が行政処分することが可能となっている。しかしながら著作権局の権威は経済警察とも呼ばれる工商局や技術監督局に比べてあまりに弱く、また多くの国民が海賊版購入に対する抵抗感がほとんどないため、海賊版を市場から駆逐することは極めて難しい状況である。また司法による執行力の脆弱性から、せっかく勝ち得た判決も被告がこれを無視してしまえば権利者はお手上げである。

特に映像・音楽・ゲームソフト等のデジタルコンテンツ海賊版は、全国津々浦々の市場において格安価格で販売され、高価な真正品を買うことができない10億人の貧困層の強い味方となっている。製造者も有象無象であるため、数回、数箇所程度の権利行使では、その効果は限られる。



写真4 街に溢れる海賊版(ゲームソフト)

昨年、国家著作権局は「権利侵害にあたる海賊版取りのための通報、摘発奨励基金」を設立し、重大な海賊版案件の通報が捜査により事実と確認された場合、通報した団体や個人には1件あたり最大10万元の報奨を与える、と言う制度をスタートした。「重大な案件」が何を意味するのか定かでないが、中国政府が真剣に海賊版撲滅を決心しない限り、問題は解決しない。

またコンテンツだけでなく商標登録されていない(出願中を含む)企業ロゴ等の盗用も目立つが、こうした絶対に許せない悪質行為に対抗するためには、事前に国家著作権局へ著作権登録しておくことも有効である。

⑤植物新品種保護権

新種の果物、花などの違法増殖問題も最近表面化している。しかしながら冒頭に述べたように、中国では発展から取り残された圧倒的多数の貧困農民対策が国家の最重要政策課題となっており、法律知識も無く、少しでも高く売れる果物・野菜・花を無邪気に違法増殖する農民に対して、行政当局が問答無用で処分することは極めて難しい。

心ある国家農業部関係者は、「違法増殖されて困る外国人は、中国では登録も栽培もしない方が良い。」と内々アドバイスするほどである。また例え農家と栽培契約をしても、法律行為である契約そのものを理解していないため、第三者から「高く買うから売ってくれ」と言われれば勝手に譲ってしまうケースもあると聞く。

さらに新品種登録認可に必要な各種試験は中国政府関係機関によって行われるため、機密情報の保護、サンプルの保全面においても問題が無いとは言えない。こうした様々なリスクを考えると、著作権以上に厳しい状況にあるかもしれない。

農業部は、昨年3月に開催された全国農業植物新品種保護戦略シンポジウムにおいて、「管理サービスシステムを整備し、地域協力の法執行メカニズムと重大案件の共同監督処理制度を追求し、権利侵害や偽造行為を取り締り予防し、品種権者の合法的な権利を保護する。」と宣言したが、実効性に疑問はないと言う根拠はどこにもない。

⑥営業秘密(商業秘密)、技術保全

ここ数年、中国人が関与しているのではないかとの疑いがある産業スパイ事件が日米欧各国で頻発している。つい最近も、米国のスペースシャトルやデルタIV

ロケット技術が中国系アメリカ人を通じて流出した疑惑が報じられ、昨年は日本でもイーリス艦情報漏洩事件、大手自動車部品メーカーの大量データ流出事件などが続発した。

一昨年夏、経済産業省が実施した日本企業 625 社へのアンケート調査によれば、回答企業の 3 割以上が何らかの技術流出を経験している、と答えている。しかしながら同アンケート結果では、既に 8 割の企業が営業秘密管理規定を整備し適切に管理していると回答しており、にも関わらず、何故これほどまでに多くの企業において技術が流出してしまうのであろうか。

先に述べたとおり、既に日本の技術は世界の様々な人間・組織から狙われる立場にあり、善意を前提とした日本社会のこれまでのあり方は、根本から変えていく必要がある。技術流出対策を講じるには、「技術を盗まれないようにするにはどうすればよいか」と考えるより「自分ならどうやって盗むか」そしてその技術を「どう利用するか」と技術を盗む側の立場に立って考えてみるのが重要である。これは個々の企業であっても、国家であっても同じであり、逆の立場から考えることで、自身の管理体制の甘さや、契約の不備などが明らかにされるはずである。

特に現地に製造部門を移転する際には、徹底した物理的の秘密保護措置と従業員との詳細かつ厳格な守秘義務契約、そして厳しい罰則規定を明記することが必要である。また、時として日本から専門家による抜き打ち監査も有効な対策の一つであろう。

(2) 事件化後の対策：侵害者の徹底した調査と実態を踏まえた権利行使

①実態を踏まえた解決策

中国での権利行使において、多くの日本人・日本企業が陥る最大の失敗要因は、WTO 加盟と市場経済の進展、そして法律の着実な整備により中国でも日本と同じように純粋な法律判断に基づいて解決できると誤解している点である。

中国の民事紛争処理においては、日本人の常識と日本人的発想は多くが通用しない。これは善悪の問題ではなく、国家としてのあり方、社会のあり方、そして数千年にわたって築き上げてきた価値観の違いである。また戦後の平和ぼけによって「国家」や「民族」を意識しない多くの日本人と、今回のチベット問題に象徴されるように国民一人ひとりが強くそれを意識

し、「愛国心」として行動する中国人とでは、事件化した際の考え方や判断の行方も大きく異なる。

2006 年春、全国各地で巻き起こった突然の反日デモや、今回のパリでの聖火リレー問題に端を発したカルフル不買運動に象徴されるように、ナショナリズム剥き出しの世論とこれを無視できない当局の対応には大きな注意が必要である。特に日本との関係においては、例え個々の企業間における知的財産権を巡る問題であっても、両国の政治的環境を無視することはできない。そして中国の特殊な権力構造、特殊な人脈構造や地方保護主義から、侵害者が誰で、何を侵害し、どこで権利行使できるのかが極めて重要な要素となる。権利行使に当たっては、まず徹底した相手の実態調査とそれを踏まえた解決策を綿密に練る必要がある。

もちろん、中国社会にとっても悪である多くのニセモノ業者は、一般的には何の問題もなく問答無用で摘発・処分可能であり、上述のような綿密な対策を検討する必要はない。しかし意匠権侵害、特許権侵害、産業用ソフトウェア等の著作権侵害、そして営業秘密盗用等の不正競争行為については、相手を知らずしていきなり訴訟することは最悪の結果を招くことが多い。

こうした事態を避けるには、的確なアドバイスをしてくれる現地代理人の選定が最も重要であるが、中国の事情を知らない日本企業・日本人は、中国企業との紛争に勝利することを目的としない現地代理人にとって格好のお客さんであることを、しっかりと自覚・認識しておく必要がある。

昨年、日本とフランスの技術を導入して開通した中国版新幹線について、中国政府は国内向けに「中国独自開発の成果である」と PR し、また初めてこれに乗車した一般市民が TV のインタビューで「中国の技術は、既に世界のトップに追いついた。」と自慢げに答えていたが、我々外国人はこうしたちょっとしたシーンからも多くのことを学ばねばならない。

②間違いやすい訴訟戦術

また日本の経営者の中には、これまで散々ひどい目に遭わされてきた経験から感情的になり、裁判で盗用行為を認めさせ謝罪要求に固執する者もいるが、言うまでも無く特許権や意匠権の侵害には盗用の事実が必要なく、執拗な謝罪要求が中国的「面子」にこだわる侵害者側を逆ギレさせ、せつかく侵害行為を停止できたにも関わらず、最悪の結末を迎えることもある。

中国コピーメーカーとの間で数回にわたる警告状の

やり取りを巡って困惑していた某企業から相談を受けたことがある。中国人弁護士が作成したと言うその警告状を見て驚いたのであるが、相手に対してのっけから「盗用は許さない。恥ずべき行為である」と言う内容が書かれてあった。自社開発を公言している相手企業からは「我が社が盗用したとは何事か! 盗人呼ばわりするとは名誉毀損である。」との反撃レターを受けていたのであるが、当然である。

誰がどう見ても「盗用?」と思うものであっても、本人が自主開発と公言している以上、何があっても最後まで自主開発を主張し続けるのが中国的メンタリティである。こうした中国企業を相手に、意味のない「盗人」批難で攻撃すれば、いつか必ずバッシングを受けることになる。相手が国内有数の企業であればなおさらであり、この警告状を作成した中国人弁護士は、わざと事態を複雑・問題化して何も知らない日本企業から金儲けしようと企んでいたのではないかと勘ぐりたくもなる。

中国の知的財産権侵害事件では、様々な外的要因を排除し、法律規定に基づき、感情を捨て、侵害行為を確実に停止させることが重要であり、ある程度の損害賠償と謝罪広告が得られれば「運が良かった」と思う程度にとどめることが現実的である。また中国の行政機関や裁判所は和解を勧めるケースが多いため、中国的交渉術から最初の要求事項は常識外の厳しい内容とし、あらゆるシナリオを想定しながら強硬姿勢と一定の譲歩を上手に使い分けることが求められる。

意匠や特許については、複数の企業が同時に侵害するケースがあるが、日本企業が最も間違いやすいのは、侵害企業のうち最大規模で社会的影響力の大きい企業を最初のターゲットとして訴訟を提起することである。多くが判決による他社への抑止効果を狙ったものであるが、中国の有力企業と政治力との繋がりには日本の常識を超えており、これまた最悪の結末を迎えることが多い。また他社の多くは「自分には関係ない。」「自分なら勝てる。」と思っているため、一社に勝訴したとしても抑止効果は多くが期待できない。複数の企業が同じ侵害行為を行っている場合には、まずは最弱企業を相手に勝訴判決を勝ち取り、そしてこの判決を持って最強の相手と戦う戦術が必要である。

特許権侵害を巡る紛争では更に別の注意が必要である。既に10社を超える中国企業が実施しているような重要な技術であって、強い政治力が介入するような

ケースでは、これを「差し止め」することは極めて難しい。集団で無効審判が請求された場合、仮に同じ証拠で日米欧の審査・審理で有効とされているとしても、中国では無効にされる可能性は極めて高い。当然のことながら権利の有効無効の判断は国家主権に基づいて行われるのであるから、他国が干渉できる問題ではない。外国企業が強行かつ執拗に「差し止め」を求め続けるなら、事態は最悪となることも覚悟しなくてはならない。あらゆる状況をしっかりと把握した上で、現実的な要求事項を突きつけることが必要である。

6. 国家戦略としての特許制度とその運用

知的財産権制度は、他人による「盗用」や「ばくり」を規制し、真の発明者や創造者の利益を保護する制度であり、特許制度の目的の一つには先行者の開発投資の回収がある。

確かに、ある企業が既に多くの開発を先行して完了させ、技術も公開し、特許も取得しているような状況下であればそうかもしれない。しかし先進各国のように、同じ技術レベルの企業が多く存在する社会では、複数の企業がほぼ同時に同じ目標を持って研究を進めるケースが多い。特に同じ業種に多数の企業が存在する日本では、その発生確率は極めて高く、そして誰が「先行者」となるかは運が大きく左右する。先進国における特許等を巡る紛争は、このようにタッチの差で権利化できた者とそうでなかった者との争いとなるのである。

例えば、あるテーマについてA社とB社が同時期に研究開発をしたものの、タッチの差でA社が先に特許を出願したケースでは、A社の特許が公開されるまでB社はその事実を全く知らなかった善意の者であって、盗用者でも無ければ、先行技術調査を怠った間抜けな者でもない。

A社と同様に莫大な研究開発投資をしたB社が、自ら開発した発明の実施を求めて取りうる手段は、A社からのライセンスを受けるか、A社の特許を無効にするかしかない。デファクト技術以外の多くが独占の目的で出願する以上、B社がライセンスを受けられる期待は薄く、最終的にB社が採りうる選択肢はA社権利の無効である。B社は、出願人であるA社や特許庁審査官のみならず自分自身も知らなかった世界中の文献を必死で探し出し、知恵を振り絞って無効の論理を組み立てるであろう。発明者にとって絶対に見たこ

ともない世界各国の断片的な技術的証拠であっても、制度運用上は、合理的な論理展開さえ組み立てられれば無効にされてしまうのが現状の特許制度である。

こうして複数の善意の開発者が不幸にも独占権を巡って争いに発展し、そしてB社の必死の努力によってA社権利が無効になった場合、たしかにB社は溜飲を下げるであろうが、こうした結末は国家全体の利益から見れば極めて不幸である。日本で特許が無効にされた場合、それが出願された外国でも、多くが無効にされる危険性があり、当該技術の開発に全く参加していなかった世界の全企業が、まさに漁夫の利としてこの技術をフリーで使えることになる。

結局、国内での激しい競争と研究開発の実態を無視し、盲目的な「プロパテント政策」を行えば行うほど、日本の大事な知財が世界中でフリー化してしまう危険性を内在していることを、今こそ真剣に議論すべきである。

A社とB社のケースは、誰もが明日はわが身の問題である。ライバルメーカーと紛争となった場合、経営者は部下の知的財産権部門責任者に「とにかく勝て」と丸投げするのではなく、経営者自らが相手経営者と合理的な交渉をするなど、まさに経営問題として対処すべきである。お互いの合理的交渉の結果、権利も確実に維持され、そしてお互いの善意の研究開発投資が無駄にならないようにすることこそが、世界最先端の技術立国としてのあるべき姿と思えてならない。特に経団連会員のような日本を代表し、政府や議会にも影響力を有する企業経営者たちは、知的財産権制度について深く勉強し、自分の部下である知的財産権部がどう言う問題に遭遇しているのかを把握し、問題ありとする場合には政府に対して提言する法律知識を身につけるべきである。

善意の開発者間での不毛な争いを回避でき、先出願主義に基づいて先行者の権利が適格に保護・維持され、そして悪意の盗用者を厳しく罰することができる制度のあり方について、多くの関係者が知恵を出し合って早急に検討すべきであろう。プロパテントと言う「錦の御旗」は、何の目的で誰に対して掲げているのかを、原点に立ち戻って議論する必要がある。

7. 日本にとっての最重要課題

先に述べたように、昨年日本で起きたイービス艦の機密情報流出事件、大手自動車部品メーカーの大量技

術情報流出事件は、知的財産権の関係者のみならず多くの国民が危機感を抱いたと思われるが、こうした同様の事件が発生する危険性は今後ますます高まって行くと思われる。

特に軍事転用可能な技術については、官民が協力して輸出管理・情報管理・人材管理を徹底することが必要である。米国で起きたスペースシャトルやデルタIVロケット関連技術のスパイ逮捕事件（中国政府は強く否定している）などは、決して他人事、対岸の火事ではない。昨年日本で起きた一連の事件では、結局、検察当局は嫌疑不十分として被疑者を起訴すらできなかったが、今後もこうした状況が続けば、あまりの能天気ぶりに世界中の笑いものになるだけであり、国際信用力も失いかねない。

小泉政権当時、肝いりでスタートした内閣知的財産戦略本部、そして同本部事務局が中心となり取りまとめた推進計画も、今年で早や5年目を迎える。過去の計画において技術流出問題への対応、特に産業スパイ活動への対策の強化については一度も触れられていないが、科学技術立国を標榜し、実際に世界最先端のモノ造り技術を有する日本は、世界の産業スパイにとって格好のターゲットになっていることを自覚することが必要である。20年以上前、米国を舞台に起きたIBMスパイ事件の逆が、今まさに日本企業をターゲットにして現実のものとなりつつあることを国会、政府、産業界はしっかりと認識し、技術の盗用行為に対する法律の整備、捜査機能の強化など、その対策を急ぐ必要がある。

8. 最後に

現在、日本は衆参両院のねじれ以降、あらゆる重要法案の審議がことごとく空転し、何も決められない状況が続いている。道路特定財源・暫定税率のあり方も国民生活にとって確かに大切な問題ではあるが、日本の生命線である世界最高峰技術の保全と知的財産権の保護は、日本の将来にとってより決定的に重要な課題である。世界の産業スパイたちが尻込みするような技術保全対策を与野党が一致協力して構築するとともに、政府は、真に国益に繋がる推進計画2008の策定に全力を注ぐことを期待したい。

(※本稿は4月21日現在で執筆されたものです)

(原稿受領2008.4.21)